

総務部財政課オフィス什器等整備委託業務

入札説明書

高知県

令和8年5月

入札説明書

総務部財政課オフィス什器等整備委託業務に係る入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

総務部財政課オフィス什器等整備委託業務

(2) 委託業務の概要

別紙1 仕様書のとおり

2 担当部署・担当者

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県総務部財政課 担当者：井澤

電話番号 088-823-9342

FAX 番号 088-823-9768

Mail 110401@ken.pref.kochi.lg.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 公告の日から入札の日までの間に、本県から高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの間に、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと及び同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (5) 令和3年度以降に、国又は地方公共団体に1件あたり500万円以上の契約でオフィス什器を納品した実績があること。
※参加表明事業者は納品実績を別紙2「納品実績」で示し、それを証明する契約書等の写しを、4のとおり提出すること。
- (6) 納入するオフィス什器等の基準品及び数量は、別紙3「基準品リスト」のとおりとする。なお、基準品以外の仕様を満たす同等品による入札参加を希望する場合は、別紙4「同等品届」を4のとおり提出すること。

4 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の（１）から（４）に掲げる書類を、令和８年５月２２日（金）午後５時までに、２の担当部署まで提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、入札者は県から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類について確認を行い、不備が認められたときは受付をしない（郵送による提出の場合は返送する。）ことがあるので、余裕をもって提出すること。

内容に不備な点や不明な箇所があって、県から補正又は説明を求められた場合で、令和８年５月２７日（水）までにその補正又は説明ができなかったときは、入札に参加できないものとする。

入札参加資格の確認の結果は、令和８年５月２９日（金）までに申請者に対して通知する。

（１）別紙５「一般競争入札参加資格確認申請書」

掲載している様式に必要事項を記入のうえ押印又は署名すること。

（２）別紙２「納品実績」及びそれを証明する契約書等の写し

（３）別紙４「同等品届」

ただし、基準品以外の仕様を満たす同等品による入札参加を希望する場合に限る。

（４）補足資料

上記提出資料のほか、県が必要と判断して補足資料の提出を求めた場合に提出すること。

5 別紙１仕様書等に対する質問、回答

別紙１仕様書の内容に質問がある場合、別紙６質問書を２の担当部署に提出すること。

質問書の提出方法は、メール又はFAX（電話にて着信を確認すること。）に限ることとし、提出期限は、令和８年５月１５日（金）午後５時までとする

なお、質問に対する回答は、令和８年５月２０日（水）までに、高知県総務部財政課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110000/110401/>）内に掲示する。

6 入札及び開札等

（１）入札及び開札日時

令和８年６月５日（金） 午前１０時００分

（２）入札場所及び開札場所

高知県高知市丸ノ内一丁目２番２０号

高知県庁本庁舎２階 総務部財政課協議室

（３）入札書の記載内容等（別紙７入札書・別紙８委任状（記載例含む。）参照）

ア 入札書には次に掲げる事項を記載すること。

（ア）入札書提出年月日

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名含む。以下同じ）。ただし、入札書の押印を省略する場合は、会社印及び代表者印の押印は不要とする。

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の住所、氏名及び押印。ただし、入札書の押印を省略する場合は、代理人の押印は不要とする。

なお、代理人が入札する場合は、入札書を投かんする際にあらかじめ委任状を提出しなければならない。

(エ) 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とする。

(オ) 入札件名

(4) 入札書の提出方法

入札書は持参により提出することとし、上記(1)及び(2)の日時・場所において、所定の入札箱に投かんしなければならない。

また、押印を省略した入札書を提出するときは、本人確認を受けた後、入札箱に投かんしなければならない。

なお、本人確認は顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等が該当。顔写真付きの名刺は不可。）を用いて行うため、押印を省略した入札書を提出する入札参加者は、当該身分証明書を入札会場に持参すること。

(5) 入札書の訂正方法

入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、金額については訂正することができない。また、押印を省略した入札書については、訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。

(6) その他入札に関する事項

別紙9 委託業務競争入札心得による。

7 契約書の作成

要

8 契約条項

別紙10（参考）業務委託契約書のとおり

9 契約の締結

落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

10 その他

- (1) 入札の参加及び契約の締結等に関して要した費用は、当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (2) 入札等に関して当該説明書に記載のない事項に関しては、高知県契約規則、高知県会計規則等の定めによる。